

人事委員会の機能と問題点



宮本英三郎

「公職は勝利者 **の も の**」。 日 本 に は 猟官運動 <Spoils System>はなかったか。

人事委員会は、昨年6月で発足以来満20年になったという。人生にたとえればすでに成年に達したこの制度が現在職員ならびに一般社会からどのように評価されているかは興味のある問題である。『戦争のあとで僕らは生れた。戦争のあとで僕らは育った』と歌う若者が、いま激しく既成の社会をゆり動かしているとき、20年にして当初の理想も情熱も失って、まさに動脈硬化、恍惚の委員会であるとの概評が真ならば、この制度の趣旨からみてはなはだ遺憾であり職員の不幸これにまさるものはない。

20年という期間は、悠久な歴史の目からみれば一 瞬の時であっても、ひとつの制度を成長充実させ て、その機能を制度の対象者にあずからしめるに 不足の期間ではない。

この制度の始祖であるアメリカの多くの Civil Service Commission が、前世紀に創設されてこんにちに至る一世紀近くの間、多くの改訂と変遷を経たことは、ここに一言するにとどめるが〈注1〉、戦後の占領政策のひとつとして日本に生れたので、敗戦の落し子の呼称はあたるにしても、民主的産業国家としての先進国の実践にもとづく人事制度は、これまで中央集権国家として権力者の専恣にゆだねられた日本の人事制度を改めて、地方行政の公正にして能率的運営を保障するために、設けられた制度の趣旨を顧りみれば、この制度を育成できない理由は、単に一委員会制度を離れて、日本の現実の姿として考うべきものをふくんでいるように思う。

目次

1---成年期で恍惚か

「公職は勝利者のもの」日本には猟官運動 (Spoils System) はなかったか。

2--人事委員会の誕生

分裂的規制より 地域的連帯観念を経て 同質的範疇

3――試験機関としてのミニマム

選考,学卒者採用試験を経て係長昇任試験へ

4--人事委員会の機能の問題点

職階制のネグレクトは不順法行政の典型

5---- む す び

太平洋を超えて生きる東洋の古諺

アメリカ合衆国のCivil Service Commissionは、1883年 1月公式に誕生したといわれるが、現在までの歴史をその発端である1789年まで遡って、5つの時期に分けている。

第一期 1789年——1829年 相互的行政能率の時期 <The period of relative administrative efficiency>

第二期 1829年——1865年 猟官主義の時期 <The period of unmitigated spoils>

第三期 1865年——1883年 猟官主義に対する反発抵抗
の時期 <The period of agitation and rising resentment against the spoils sysem>

第四期 1883年——1935年 官僚機構の進化と改革の時期 <The period of reform and bureaucratic evolution>

第五期 1935年——現在 積極的人事行政の時期 《The period of positive personnel administration》

Glenn Stahl, Professor of American University,
 "Public Personnel Administration" 14···22 page>

アメリカ第11代の大統領ジャックソンが、就任直後、公務員の更迭政策〈Rotation in Office〉を進めることにより、公務員制度に健実な空気を注入することができるとし、「公職は勝利者のもの」という猟官主義〈Spoils System〉を広汎に推進したことは、著名な史実として伝えられ、その就任の1829年をもって猟官主義の始期としている。〈上掲第二期〉

しからば日本には猟官主義はなかったか。明治になって日本に政党政治が起り、政友、憲政の二大政党が、交互に政権をとった時代を顧りみれば、政権の交替が各省の次官、局長から地方長官の異動に及び、県幹部職員、はては警察署長にまで及んだこともまれではない。まさに「公職は勝

利者のもの」であり、百僚きそってときの権力者 に迎合して、有利な公務の地位にあずかろうとし た猟官主義 <Spoils System>は、中央から地方 に波及して人事の公正はときに失われた。

昭和6,7年の頃であったか、朝日新聞横浜支局 の落成講演会で、 当時副社長の下村海南は、 「世 態の諸相」の題下に、政党政治のこの弊害が、地 方によっては、官公吏から役場の小使、はては民 間の旅館、理髪店にまで及んでいることにふれ、 その地区で試みた自分の講演を披露して、「諸君 はまことにご苦労だ。いま一歩を進めて消防団ま で, 色わけして火事のたびに, 火元の党派の所属 を確かめて、出たり、やめたりしたら……」と皮 肉ったと述べたことをおもしろく記憶している。 戦前の大都市の幹部職員の多くは、官吏出身者を もって占められ、地方公共団体の生えぬきの出身 者は比較的少なかった。政変によりあるいは年令 の関係で、中央で職を解かれた官吏は、縁故を求 めて第二の働き場所を地方都市に求め、都市の側 もまたこれら官吏出身者を有能な経験者として主 要なポストを提供して、この人達を通じて中央政 府と直結し、少しでも有利に財政補助その他の便 益をうけようという状態であった。

しかしてこの状態は、第二次大戦の勃発、やがて、いうところの大東亜共栄圏の建設と進んで、中央の官僚が外地の司政官、あるいは駐在官として多数進出するまで続いた。

このことは、地方団体の職員の人事制度とは別に、地方団体職員の教養面に、自主性の喪失という傾向を助長するに至った。

上司の抜けきれない中央意識は下僚にそのまま伝わり、中央の意向は地方行政の指針と考えるに至り、地方団体によっては、事にあたって容易な法規の解釈にも、自ら研究する自主性を欠いて、まず中央官庁の担当官の机にひざまづいて、その所見を求め、これをもって有権解釈として行政を執

行する習慣を、あえて異としない状態にまで至ったのである。この過去の惰性は、現在、職員の世代の交代によって完全に払しょくされているであるうかという点は、はなはだ疑問である。

ついでにいうならば、人事委員会は、かかる過去の事情をも踏まえて研修計画をもたてなければならない。何故ならば、職員が自己の尊厳と自主性を自覚することが近代行政の根本原則であり、それはマックス・ウェバー〈Max Weber〉の、「現代国家においては、行政の執行は、議員の議会演説や、君主の命令に存することでなく、必然的に行政職員の掌中にある」の言葉にも表われている。

2-----人事委員会の誕生

分裂的規制から地域的連帯観念を経て同質的範疇 意識へ

朝鮮半島に動乱が勃発して、アジアが再び戦乱の 地となった昭和25年の暮れも迫った12月13日に、 地方公務員法は公布された。この法が公布当時, 職員ならびに一般社会に与えた驚異は少なくとも 次の三点であったかと思う。その一つは、地方公 務員の名称であり、その二は人事行政の理念であ り、その三は本稿の人事委員会制度であろう。 それについて、こんにち少しく顧りみるならば、 先ず,地方公務員という名称はこれまで求め得ら れなかったものであり、そのためには法的調整が 必要であった。すなわち、府県市、町、村は、明 治憲法のもとでは、府県制、市制、町村制の個別 の法規に、「法人とす」と定めるのみで、その性 格はあげて学説に委ねていた。主権在民の新憲法 は,先ず,「法人格」に代えてこれを「地方公共 団体」と規定し、地方自治法はこれをうけて、所 属吏員を一括して、「地方公共団体の吏員」と呼

んだが、これはこれまでの分裂的な名称であった 府県吏員、市吏員、町村吏員に地域的連帯観念を 与えたものといえよう。地方公務員法が、更にこ れを「地方公務員」と呼ぶに至って、同質的範疇 意識が具現化されたといえる。

その二の「人事行政の理念」は、地方公務員法が はじめて明らかにした理念で、この用語もこれま で全く使われていなかった。

封建的主従関係にも似た隷属の上下関係は、公務の世界においても存在し、部下下僚の進退は上司の専権に属すという謬見は、一般に行なわれていたので、いわゆる「人事」は行政の範疇に属さないと考えられていた。

地方公務員法が、人事行政は行政の一部門であり、教育、財政、土木、衛生等と同じく地方公共団体の行政目的の達成に必要な管理の一部門であることを明らかにしたことは、当時概算90万といわれた全国地方公共団体の職員に、自らの地位を自覚せしめた第一の啓蒙であった。

その三の、本稿の目的である人事委員会については、法は6ヵ月の期限をもって都道府県と五大市に設置を規定したので、翌26年6月初旬には、府県のなかには設置の条例を議決したものもあり、最終日を2日に控え、東京都、京都市、横浜市、次いで大阪市、名古屋市、神戸市と殆んどの府県も期限の6月13日までに設置をおえた。また仙台市は任意にこのとき設置した。

横浜市は、三谷重忠氏〈前市助役〉、児玉正五郎 氏〈法曹出身〉、湯本一郎氏〈前市議〉のそれぞ れの分野で著名な三氏が任命せられた。

全国で人事委員会の発足した頃をみはからって、 自治庁は、人事院の助力のもとにこれら全国の人 事委員を東京に集め、2日にわたって人事行政に 関する基礎的研修を行なった。これは地方公務員 法の規定にもとづいたものであるが、自治庁の示 した最初の、そして恐らくは最終の積極的姿勢で

N

あろう。自治庁は次いで、事務局の幹部職員150 名内外を,一週間日光に集めて人事行政に関する 技術的研修を行なった。研修の内容は、こんご人 事委員会の行ならべき人事記録の作成,試験の理 念, 職階制, 勤務評定, 給与, 公平制度等の理念 から実施方法の細目について、それぞれの担当官 が当った。人事院の担当官のなかには、研究所や 大学から移ってきた人達もあったが、既にその専 門とするものについてはアメリカで研修をうけて いるので、その説くところはまことに明瞭で、聴 講者をうませなかった。地方公務員法の条文から は、全くつかみどころもないようなものが、この 研修で一応の理解は得られ、それに事務局職員数 は明敏で知られた菊谷局長以下19名であったが, われわれのほかに3人の係長と、2、3人の中堅 職員を除いては、いずれもその3月、大学を卒業 して新に市に就職した人達ばかりで、この人達が 新制度のもとで受けた教育は、在来の市の仕事と 内容を異にする人事記録の作成や、給与関係の調 香, 職階制の準備, 試験の実施等に役立って, 彼 らの若いエネルギーに加えて, 何よりも純真無垢 な情熱で新しい仕事にとりくんで、委員会の機能 上大きなファクターとなった。

発足の翌27年「教職員免職処分」に対する不利益 審査請求が出された。事案は公立学校の2人の職 員の教育に偏向があるとして教育委員会から免職 されたので、取消処分を求めたものであった。三 谷委員長の時代で何回かの審理の末、和解の案で 処分は取消し、逸失利益の俸給を教育委員会は支 払って本人達は結局、別に職場を求めて、解決し た。

この事件で請求者の代理人に、飛鳥田現市長が選ばれて、審議の進まないのに業を煮やしてか、「早く土俵のうえで相撲がとれるように処分者の資料を提出されたい」と大声で委員長に要望されたこともあり、横浜市人事委員会20年史の一駒と

してときに思い出される。

つづいてその翌年横浜工業高校の夜部間の土木科の廃止にからんで、所属教員が校長の陰部を蹴って免職処分をうけたことから取消を求める審査請求もあった。このときは児玉委員長であったが、 法曹出身の委員長が、全く公平無私に冷静に、進める審理は敬服に値するものがあった。

結局この事件は、処分となった教育委員会が、当時の法制〈教育委員会法〉§34で要求されていた、委員会開会の告示を怠っていたことが、請求者の代理人より指摘され、教育委員会もこれを否定し得なかったので、手続の欠缺による無効として、委員長は筆者と和田係長を帯同して、自治庁法制局の見解をたずね、最終的の確信を得て、処分の取消を求める判定を教育委員会に行なった。教育委員会法§34がその後、会議の招集の告示を必要としなくなったのは、この判定がひとつの動機かもしれない。

3------試験機関としてのミニマム

選考、学卒者採用試験を経て係長昇任試験へ

昭和29年10月私は朔谷局長のあとをうけたが、すでに発足早々のその年から、任用規則中の簡単なものからはじめられ、やがて職員の新規採用は、すべて人事委員会の行なう試験または選考を経なければならないことになったので、これまでの縁被採用は不可能となり、しかも選考の性質上、採用予定者は複数を必要とするので、選考の結果は当初とは異なったものが採用されることもありそれに伴う不満や苦情も往々にして聞かれた。

大学卒業生の新規採用試験は、昭和28年から始められたが、なにぶんにも採用予定者が僅か10数名という、五大市のなかで最も少数なのであるが、そこへ当時はまだ日本の産業が復興していなかっ

たので、学卒者の職場がなく、毎年数百人近い志 願者が応募するので、受験生の身上を察して、な んともやり場のない切ない思いであった。

したがって、早く合否を決定して、彼らにこんご 別の進路を選んでもらうという気持から、試験か ら合格発表まで僅か5日程度で定め、そのために は勢い外部の人に頼むわけにはいかないので、事 務局の職員が出題から採点まで全部行なうという 方法で、そのために毎夜金沢の健康保険寮に詰め きって、深夜まで充血した目で試験答案ととり糾 まなければならなかった。もっとも数学、理化 学、技術等の科目は事務局以外の市のその道の専 門職員に出題から採点までお願いした。

この間に、きまって市議会の関係者から自分の縁 故者の合格を執拗に頼まれて、その応接に時間を 割かなければならなかった不愉快をいつも経験し なければならなかった。

この激しい競争者のなかから選ばれて採用された 人々は、いずれも有能なものばかりで、現在は課 長職等の責任ある地位についているが、採用直後 から所属の上司にすこぶる好評で、このことは役 所内に人事委員会の行なう試験が公正で適切であ るという信頼をうける基礎となって、現在まで続 いていると思われる。

学科試験の合格者に対して第二次試験として,集 団討論の議題を課して全員に発言させて,その発 想,論旨,態度等を仔細に評価して最終的に合否 を決定したが,当時の情勢から選んだ「再軍備の 是否」,「国連の将来」というようなテーマに積 極,消極の二つのグループにわかれて,彼らが交 互に真摯な意見を開陳した。これはその当時毎年 行なわれる場面であった。

当時の学卒者試験から現在の大学の姿を思うと、激しい変化に驚くのであるが、その後の日本の経済成長は、国土を荒廃させて、大学のウンターガング〈没落Untergang〉を招いた原因になったこ

とがあまりにも、明瞭である。

この試験が軌道に乗って、昭和30年係長昇任試験を行なう段取りになると、簡単には運ばなかった。以前から職員組合は賛成ではなかったが、実施の直前になってはっきり反対の態度をとって試験中止の申入れをしてきた。すでにそれ以前係長昇任試験規則をつくって市報で公示し、それにもとづいて受験志願者の募集も受付けも終っている段階なので、もとよりそれにしたがうわけにはゆかない。ついに組合は会場でピケを張って試験阻止の通告をしてきた。

こちらは実施を目前にして, 問題の作成や審査, 印刷、会場を提供してくれた神奈川大学との関係 などで, 八方気をつかっているところへ, 毎日, 組合の幹部の河村委員長、矢部副委員長、桜井書 記長の交渉の訪問をうける。上司の目はとかく近 いところだけで、目だたない部署の職員は昇進が 遅れがちだ。いわゆる埋もれた人材にも公平に機 会を与えるのがこの試験の趣旨であると、繰り返 すのだが相手は納得しない。職員の人事行政が公 正に運営されることは、もともと職員組合の積極 的に望むところである理にもかかわらず反対の態 度をとったのは、それなりの理由と事情があった からである。その理由は、試験であるからには学 科的な筆記試験にならざるを得ない。そうなれば 頭脳のよい、秀才型の職員に有利で、長年、はじ めに実務ととりくんできた実直型の職員は合格で きないから、結果は却って不公平になるというの が主な反対の骨子であった。

こちらは、その点は確かに試験のウィークポイントであり、実は最も恐れているところであるからそういう恐れのある抽象的な理論に立った問題は出さない。役所の実務、それも区役所でも作業場に働く職員にも不利にならない問題を、苦心して作って出すから試験の結果に注目して批判をしてもらいたいというのだが、なかなか納得しない。

長い間年功序列の昇進の型ができていて、職員のなかにはこの次は自分の出番であると、内心期待していたものもあるし、また長年実務にたずさわっていて、係長ではないが生き字引のような経験豊かな職員もいる。こういう人達の、約束されるポストによそから試験合格者がきてその椅子を占めてしまうことになると、この人達の前途は暗くなる。これは永久につづく試験制度の弱点でもある。職員組合が、下部組織から積上げられてきた試験反対の提議を、正式にとりあげて組合本部の正式決定としたのは、このような事情によるものと思われた。

ところが、当時一般職員の気持は試験の実施を歓迎していたことは、実施が伝わると所属の上司を通じて毎日多くの問合せがあり、いざ、受付を始めてみると、当初事務局内部でめいめいが予想していた、100名から150名見当で、せいぜい200名という人数を超えて、300名近い申込があったので、もうどんな事態になっても退くわけにはゆかない。

ピケが伝わると、受験者から不安な問合せもある 反面、ピケ大歓迎という受験者の声も伝わって、 ピケで阻止されて頭のよい弱気の人達が入場でき なければ、腕と叫にこんなときこそものを言わせ てピケを乗越えて入場すれば、少数の受験者のな かで高率の合格の可能性かあるというのである。 職員社会の、特定のグループのなかで、このひと つのことをめぐって、このような多様な立場と意 見がみられて驚くとともに、他面、それなればこ そ、確定したルールをつくって、それを誰でも不 安なく歩けるものにしなければならないと、この 試験の必然性を事務局の中で話し合ったのだっ た。

試験を明日にひかえて、組合は人事委員長を交えて交渉したいと申し出てきた。こちらとしては試験は事務局の独走ではない。正式に委員会の議題

として説明し、審議のうえ議決ずみであるから, その必要はないといえるわけであるが、円満に実 施したい気持にかわりはないので、その夜、湯本 委員長との交渉を連絡した。その夜の9時頃、湯 本さんは羽織ハカマの和服姿で悠然と反町の市庁 舎に入ってくるなり、別室に私を招いて「これは 全委員の気持だが、この際ひとまず試験を延期し てはどうか」というので、私は即座に「……この 段階ではもう不可能で、あと10数時間で始まる試 験に通報する方法はない」というと「至急電報な ら間にあう」という。「相手は300名近く、市内、 県内,都内にも及んでいる」というと,「ウー ム」と一声太い眉を動かして黙ってしまった。よ い意味での親分気質のこの人が、組合との対立を 避けたい円満な性格は充分理解できたが、この機 を逸したら試験の実施は 永 久 に 不可能というの は、事務局全員の一致した意見でもあった。 やがて始まった組合との交渉では、実施、停止と 両者の妥協点はなく、 別会わずか5分たらずで、 委員長は、「お開き」「お開き」と決裂の打ち切

その瞬間組合幹部は席を立って退場して,直ちにピケの準備に突入するであろうとは,こちらの予測であったが,委員長の手をかざして「お聞き」の宣言にも河村委員長も矢部副委員長も桜井書記長も,無言のまま姿を全くかえない。3分一5分,形式的にはもう変渉は終っているのであるが,湯本委員長はこの際,市長側の意見も聞きたいということになって,大下総務局長へのちの助役〉に自宅から再登庁を願った。時刻はもう11時で,試験列車は物理的にも発車寸前である。

りを宣告してしまった。

登庁した大下局長は「人事委員会が正式に決めた ことに市長側は何の異議もない」と誠にこの場合 の全貌をつかんだそつのない言葉に、その瞬間か ら明敏な組合幹部は主張を繰返さなかった。

こうして第一回の試験は無事行なわれ、その結果

は区役所の戸籍,あるいは教職等からも合格者がでて,これらの人達はいま要所のポストにいる。 試験問題とその解答は職員機関誌に登載して公表 しただけでなく,個々の受験者の希望に応えてそ の成績も明示した。

このオープン主義は横浜市のみで、全国的に伝えられ、多くの県から調査にこられたこともあった。著名な某県の当時の局長は「係長試験はやりたいが自分の県ではできない。副知事が書類を全部経由させて、細かくチェックする……」と慨歎していたが、形だけの独立機関で、影法師のような実体のない委員のところも、ほかにもあったようだ。現在は恐らくないであろうが。

組合は、組合情報を通じて反対意思は述べても、個人的中傷には決してわたらず、もちろん、すわりこみも××粉砕の壁ビラもなく、立場の相違と信義のうえに終始交渉ができたことは、いまでは愉快な思い出である。これを端緒にこの試験はその後スムースに続けられたが、最も重点的に考えたことは、出題から採点までを役所内部の職員で行ない、部外者の手をかりないことであった。すでに数年の経歴をもつ実在の職員の管理者能力の判定を、部外者に依頼することは、この試験の権威と適正を失うもので、このことは試験機関に要求されるミニマムでもある。

4-----人事委員会の機能の問題点

職階制のネグレクトは不順法行政の典型

講和条約の発効から数年を経ずして、政府は人事 院弱体化の方針をもったようで、1954年当時の新 聞紙上にはしばしば「人事院廃止」の文字がみら れ国会でも論議された。地方人事委員会のなかに はこの風潮におびえ全国人事委員長会議の席上、 当時の自治庁に対し地方人事委員会存否について の質問が毎回出された。当時の鈴木俊一次官はその都度,地方人事会存続の方針を声明したが,他面,委員会創設当初の積極的方針は漸次薄らぎつつあった。程へて,自治庁の中級職員の2,3が県の幹部職員として,天下るという事例もあり,一般世上にもこれは逆ュースであるとして論議も呼び,全国人事委員会連絡協議会でも正式議題としてではなく取り上げられたが,その場の空気は盛りあがらず,イメージダウンの兆はもはや蔽うべくもなく,この制度は発足10年をまたずして,当初かかげた《Career System》の一角は先ず自治庁の手によってくずされてしまった。

不利益処分の審査は、殆んど任命権者の処分を肯定するものが多く、その論旨は職員の保護機関としての機能に疑問を抱かせるものすらあった。 政府の方針をうけてか、あるいは人事院単独か、 この当時から職階制はタブーのように会議の議題 から消えてしまった。

職階制の内容はここに詳述する要はないが、こんにち日本の人事委員会とアメリカの Civil Service Commission との機能上の、最も大きな差異は、彼は Classfication、職務の分類にもとづいて、いわゆる職務給を実施しているのに対して、われは、それをとり入れて職階制の名称を付して公務員法に規定しているにもかかわらず、全くネグレクトしているという事実である。

ョーロッパにもこれに類した制度はあるが、特にアメリカでは、1912年シカゴにおいてこの制度が公務員に採用されて以来、現在は殆んどどこの大都市でも実施しているという<前述 Stahl の著書 186頁>。

国家公務員法から地方公務員法にまで、規定されている職階制が何故実施されないかは、政府はもとより、人事院もその理由を公表していない。世上に伝えられるのは官公庁労働組合の反対のためであるという。官公庁労組が反対の理由は、職階

制は、その内容が階級的で現在の民主的理念に

反 するからであると、伝えられている。仕事の内容 を分析して, 仕事の困難と複雑, それにともなう 責任に応じて, 給与その他を定めるのが, 職階制 のそもそものねらいであり、仕事の分類によって 階級的――指揮監督の関係が生れるものでないこ とは明瞭であるように思われるのに、それをあえ て主張するとすれば、目的は他にあると一般から 推測されてもやむを得ない。その目的とは、Classification を実施しているアメリカ公務員の給与 が職務給であるから、日本で職階 制 を 実 施する と, 年功序列的の生活給型給与が維持できなくな り、現行賃金体系を維持するためには、階級的で 日本の国情にあわない職階制を葬れ!!という労組 の主張となって、あらわれ政府も人事院も屈服 し、その屈服は自治体の人事委員会にまで尾を引 いて、現在、国家公務員法の規定も、地方公務員 法の規定も、職階制に関する限り、空文、死文と なっているのだと伝えられている。まさに不順法 行政の典型である。

筆者がかねて疑問に思っていることは、前述のように1912年から現在まで実施されて、こんにもアメリカ連邦政府でも、その名称は Position Classification といわずに、単にThe Classification Actと呼び、シカゴその他の都市でもこれにならっているのに、政府は階級的語感を伴い易い「職階制」と何故庭つめらしく呼んだのか。更に、政府は国家公務員法の公布直後の昭和22年5月12日の次官会議で、職階給制による給与案の作成を決定していることである。<朝日、昭、22.5.13>

「何事も政府のお指図で……」とは、これまでの地方公共団体の姿勢であったが、もう成年期にもなった人事委員会は、この際、地方公務員法制定の原点に戻って職階制を研究し、もし無用のものならば、職階制削除を政府に働らきかけるべきだし、若し有用のものならば実施の方途を講ずべき

であると思うがどうであろうか。そして,そのと きこそ恍惚の概評は消散する。

筆者があえてここに職階制をとりあげるのは、決して「物ずき」からではない。経済成長に伴なう社会、環境の変化は公務員に高度の専門知識と責任性を要求すること往時の比ではない。P.C.B., B.H.C. のただひとつの事例を示すのみで、職員の給与が職務の困難と複雑、責任を軸として支払われなければならないことを充分に示している。職務遂行の責任は抽象的には共通であるが、その遷延、遅滞を許さない緊急性の職務が、増加の勢にあることも広く知られているところである。

Career Systemは、この原則のうえに立ってこそ 意義があるが、それを欠いて、はきちがえた終身 制のもとに、老朽非能率の職員が年功的高給に甘 えても、これに対処するものがないとすれば、そ の原因は関係者の懈怠にあり、国民はその適正化 を求める権利がある。

紙幅も殆ど尽きようとしているので、職階制についてまだ書き残した点があることを派知の上でこれで筆を止めることにするが、去る1月16日の新聞によれば地方公務員の増勢は最近著しく、この10年間に50万人ふえて総勢220万に達したと報じている。この英大な公務員数は行政の質量の増加に相応ずるものであるが、一面、上記の老朽あるいは非能率な職員の温存という事実もまた否定することはできない。とすれば、今日において職階制の実施に踏み切ることは、Career System を実現し、以って福祉年金化しているわが国特有の終身職制度を清算する一つのチャンスではなかろうか。

5------む す び

太平洋を超えて生きる東洋の古諺

「経済は20世紀、社会は19世紀、政治は18世紀」 切望する次第である。 とは、現住の日本に対する世界の批評である。戦 <横浜商科大学講師> 後日本に根づいた民主主義は、せっかくの育成期 をその後の国際政治の動揺に伴い経済成長にとり かえられ, ために政治は国から地方まで, いまな お封建的残滓を脱けきらずに、世界第2位のGNP と極端なアンバランスにあることははなはだ遺憾 である。

ルネサンスもレフォルマチオーン<宗教改革>も 経ない中世的土壌の国民に、理想をかかげた法 が、その真義を理解されず、つねに自己便宜と権 益の主張の具に利用される悲劇的運命は、日本国 憲法の現在の姿である。地方公務員法も程度の差 こそあれ, この運命を免れず, 人事委員会の現実 の姿はこれを示しているように思われる。

したがってその帰責は、ひとり人事委員会の負う べきものではないが、委員会は法の求める自己の なすべき義務を自覚し、安きを求めず法の運命を 克服することに努めなければならない。

筆者はさきにアメリカを訪ね、ニューヨーク市庁 舎において、過ぐる年、同市のCivil Service Commission 75 周年に当って発行された記念号のレ ポート「1958 Annual Report Civil Service Commission」 を手にしたとき、 その巻頭に石版の 黒文字「雇賢任能」とあり、その注釈に"Employ the Able.....promote the Worthy" Old chinese proverb とあったのをみて、 東洋の古諺 が太平洋を超えて生きている姿に目をみはった記 憶がある。「人事は百政の基本である」とは、

政 党政治の猟官時代にも,併せて貫かれた原則であ るが,いま,これを保障する責任は人事委員会に あることを、重ねて認識せられ、猟官主義と袂別 すべく戦後発足したこの委員会の実績が20年を経 た今日、これを冒頭に掲げた発展史に当てはめて みれば、正に最終の第5期に至らんするこの時期 に、夢、第3期へ後退することのなからんことを